

広島地方最低賃金審議会
第2回 広島県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和4年10月19日(水) 9時56分～11時17分		
開始場所	広島合同庁舎4号館5階 22号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 2人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 2人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 2人	定数 3人
主要議題	1 広島県はん用機械器具製造業等最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
<p>1 広島県はん用機械器具製造業等最低賃金の改正決定について</p> <p>事務局から、前回の専門部会の審議経過と、現時点での他府県の結審状況について説明を行ったのち、部会長は労働者代表委員及び使用者代表委員に最低賃金の改正について金額提示を求めた。</p> <p>労働者代表委員は、「金額は前回提示したとおり、労働協約上最も低い最低賃金額の990円、32円アップを提示する」と金額提示があった。</p> <p>それに対して、使用者代表委員は、「世界情勢の混乱、円安、物価高等不安材料が多い。雇用を守り事業を安定させ利益の確保を行うため、企業は努力している。物価上昇もあり、それに相応する賃金引き上げも必要と思っている。経団連中小企業の機械のアップ率2.07%を参照し、20円アップの978円を提示する」と金額提示があった。</p> <p>審議を続けた結果、労働者代表委員は、県最賃に比べ特定最低賃金は優位性が保たれているものの、優秀な人材を確保するためとして引上額を32円から31円と変更したが、使用者代表委員は引上げ額の変更はされなかった。</p> <p>しかし、結審は難しい状況であることから、審議を次回に持ち越すこととなった。</p> <p>2 その他</p> <p>今後の審議会の日程調整が行われた。</p> <p>第3回 広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会 日 時 10月26日(水) 午前9時00分～ 会 場 合同庁舎2号館6階7号会議室 主な議題 広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について</p>			